

やまなし県民文化祭開催要綱

1 総 則

やまなし県民文化祭（以下「県民文化祭」という。）を開催し、運営するためにこの要綱を定める。

2 趣 旨

「くらしに文化が根づくやまなし」の実現をめざして、文化活動への参加と交流を促進し個性溢れる文化の創造のため、県民総参加の「県民文化祭」を開催する。

3 主 催

- (1) 山梨県・やまなし県民文化祭実行委員会
- (2) 運営に参画する開催地市町村

4 共 催

- (1) 山梨県芸術文化協会・山梨県文化協会連合会・山梨県高等学校文化連盟
- (2) 運営に参画する開催地市町村

5 事業内容

(1) 総合フェスティバル

ジャンルを越えた総合的な芸術文化の発表と相互交流を促進し、新しい芸術文化の創造を図る次の事業を実施する。

総合舞台

総合展示

(2) 部門別フェスティバル

多様なジャンルの芸術文化活動者や団体に対し、発表の場を提供するとともに発表者と県民との交流を図る場とする。

(3) 地域フェスティバル

通常事業：芸術文化団体などによる、地域での文化活動の発表と交流の場とする。

特別事業

- ・ 文化交流フェスティバル：山梨や外国の文化芸術団体、若手演奏者等が相互に交流するステージを開催し、また若手演奏者に発表の場を提供する。
- ・ まちなかステージ：地域に潜在するアーティストの発掘と県民文化祭への参加者の確保、担い手育成の場とする。

(4) 国民文化祭派遣事業

県内芸術文化団体（者）を国民文化祭開催県へ派遣する。

(5) 協賛事業

文化施設・市町村・団体・企業・学校等が行う各種芸術文化事業を協賛事業として募集する。

6 開催期間

年間を通じて実施する。

7 開催地

県内各地域とする。